

生活確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和6年6月25日

（名称）東金市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

【目的】

東金市の公共交通の現況としては、市中央部を横断するJR東金線の各駅、特にJR東金駅を中心として民間事業者による路線バス・高速バス、そしてタクシー交通が整備されている。これまでの既存公共交通の廃止や縮小のなかで、公共交通不便地域の解消を目的として、単独補助による廃止代替運行バス、市内循環バス等の手段により主要交通を補完している。また、循環バス等では補完しきれない地域の交通の確保、平成26年4月に開院した東千葉メディカルセンターへの交通アクセスや高齢者等の移動困難者に対するきめ細かな交通の確保を図るため、デマンド型乗合タクシーを運行している。

デマンド型乗合タクシーについては、平成24年10月から平成26年3月までの実証運行（一部地域）を経て、平成26年4月から東金市内全域の本格運行に移行している。市民生活の基礎となる公共交通について、利便性の向上を確保しつつ、財政的な観点からも、それぞれの公共交通の役割・機能を明確にして、持続可能な体系とすることを目的に総合的な施策を構築していく必要がある。

【必要性】

公共交通にとっては、過度な自家用車依存や少子高齢化が進展し、取り巻く環境が厳しさを増す一方で、日常生活にはますます不可欠な移動手段となっており、その改善のための施策の検討と実現が求められている。地域の特性や利用者ニーズを整理・分析し、総合的な公共交通ネットワークを構築することで、市民の移動の利便性と効率性の向上を確保し、まちづくりの推進に寄与していく必要がある。

地域公共交通確保維持事業を活用することで、東金市の将来都市像の実現に向けて、公共交通不便地域の解消を図るとともに、公共施設・医療施設・商業施設等への交通アクセスを確保し、安定した公共交通ネットワークを構築していく必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

令和7事業年度から令和9事業年度までは、予約キャンセル常習者への注意を行うことにより、予約不成立となっている状況を改善することで1日当たりの平均乗車人数を**50人**とすることを目標とする。

（第3次東金市地域公共交通計画 P79参照）

※R1 利用者数 12,225 人 ÷ 運行日数 240 日 = 50.9 人／日 → 目標人数 50 人と設定した。

（2）事業の効果

地域の実情にあわせた公共交通ネットワークを構築することにより、市民の日常生活に不可欠な移動手段が確保され、交通不便地域の解消が図られる。また、東千葉メディカルセンターへの交通アクセスの確保により、通院の利便性が向上する。

外出促進（市街地活性化等）や健康増進等の施策と連携することにより、公共交通の満足度の向上による利用者数の増加が期待される。また、適切なサービス水準で持続可能な公共交通の確保が期待される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体 デマンド型乗合タクシーの運行形態の見直し（予約配車システムの効率化等）【東金市、運行事業者、予約配車システム管理事業者】 モビリティマネジメントの実施【東金市、地域住民】 ホームページによる情報提供【東金市】 公共交通の運行実績等の情報発信【東金市】
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者 別添の表 1 のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 地域公共交通確保維持事業によって運行を維持する東金市乗合タクシー事業の経費は約 19,000 千円の内、国庫補助金及び運行収入を運行経費から差し引いた差額分を市が負担することとなっている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法 ・利用者数を実績データにより評価する。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
別添の表 5 のとおり。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
（1）事業の目標
※該当なし
（2）事業の効果
※該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
別添表１のとおり
19. 利用者等の意見の反映状況
別添表２のとおり

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）千葉県東金市東岩崎１番地１

（所 属）企画政策部 地域振興課 公共交通係

（氏 名）伊藤 幸祈

（電 話）０４７５－５０－１１９６

（e-mail）chishin@city.togane.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２．・３．については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。